

自衛消防活動

マニュアル



千葉大学園芸学部

平成28年度版

自衛消防活動とは

自衛消防活動の目的

防火対象物及びその存する敷地等において火災、地震その他災害に人的又は物的な被害を最小限に止めることを目的とします。

自衛消防の活動原則

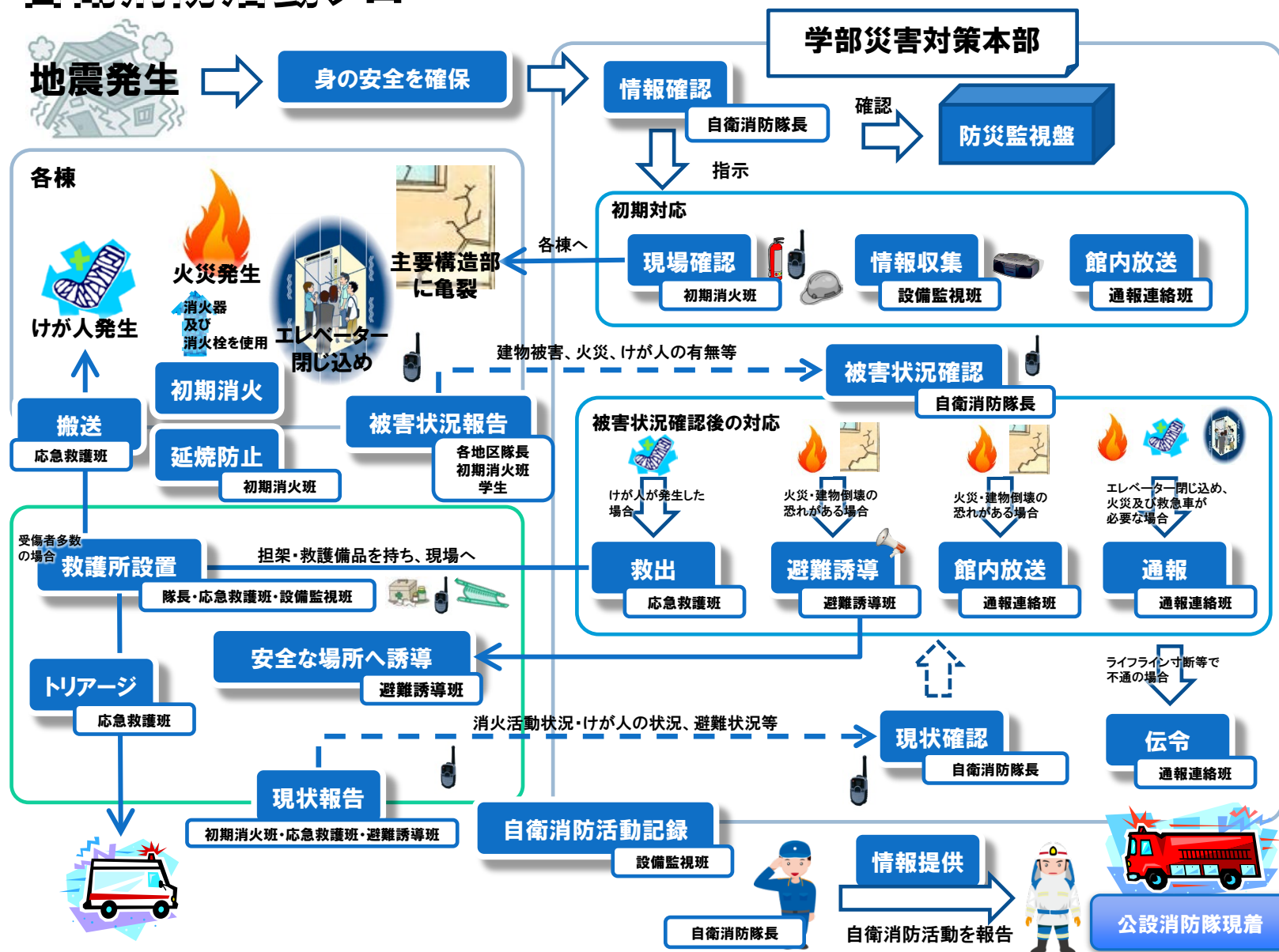
- ① 早い通報 ・ 情報提供（ ・ 119番通報 ・ 避難の誘導）
- ② 人命安全を第一とした活動
- ③ 危険の及ばない範囲内での消火活動
- ④ 公設消防隊との密接な連携体制の確立

自衛消防活動の範囲

	時間的範囲	場所的範囲
地震等	公設消防隊に引き継ぐまでの間 大地震直後は公設消防隊はすぐに対応できない可能性が高い	被災した建物内原則 状況に応じ近隣建物と協力し合い活動する
火災	公設消防隊に引き継ぐまでの間 引継ぎ後も公設消防隊の協力要請に従う	自己の事業所内が原則 状況に応じ事故の事業所をこえて活動する



自衛消防活動フロー



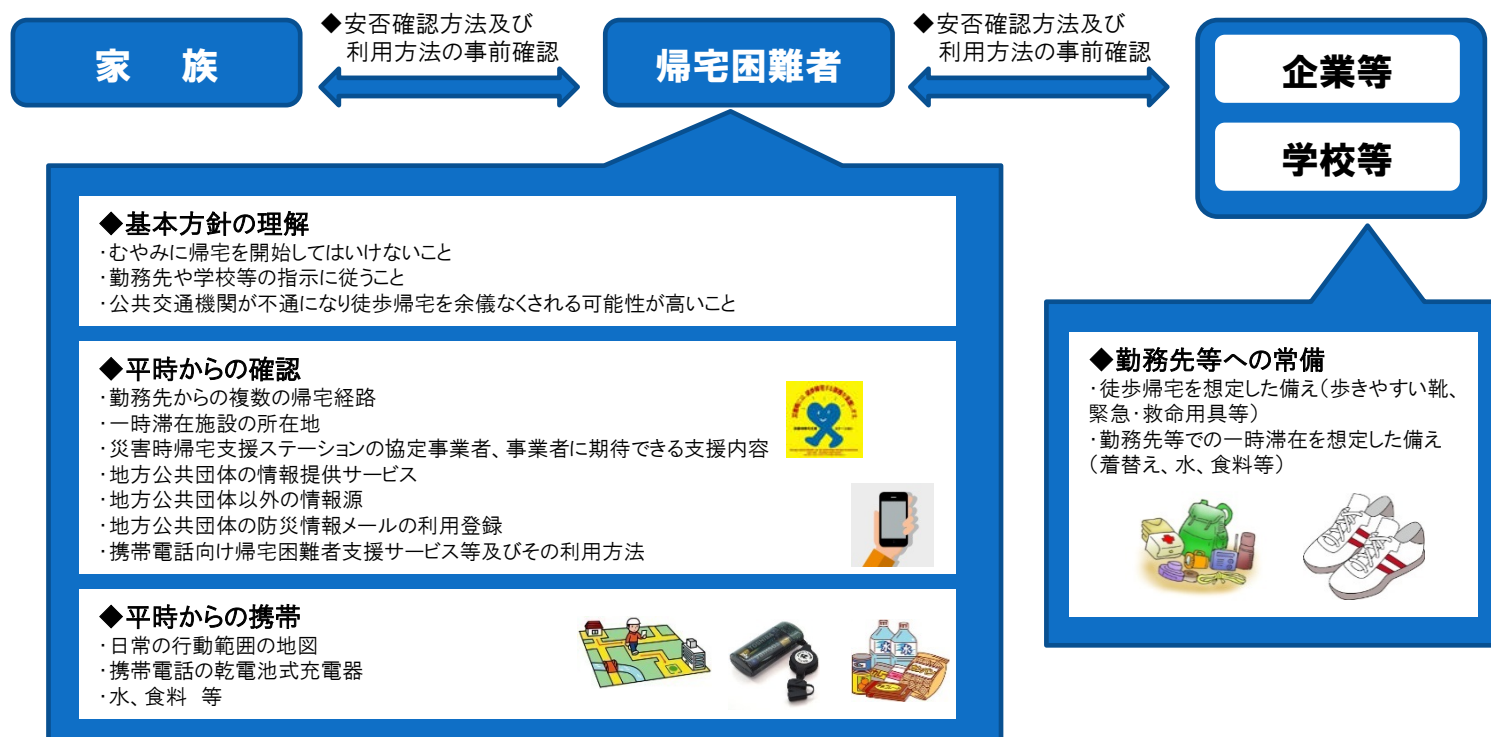
一人ひとりが行うべき平時からの取組

大規模地震発生時の帰宅困難者等対策については、多数の死傷者・避難者が想定され、行政による「公助」だけでは限界があることから、可能な限り「自助」を前提としつつ「共助」を含めた総合的な対応が求められる。

発災時には、平常時は問題なく利用できた通信や交通等の手段が利用できなくなる事態が発生する。国民一人ひとりがそうした事態を想定して、発災時に情報収集や徒歩帰宅等をより円滑に行うことができるよう、対応策に平時から取り組むことが期待される。

このため、国、地方公共団体、事業者等は、国民一人ひとりが平時から行うべき取組が理解され、認識できるように、帰宅困難者対策に関するポスターの掲示やチラシの配布等の啓発活動を継続的に行うことが重要である。

また、企業や学校等においては、従業員や児童・生徒等が帰宅困難者となる場合を想定して、対応策への取組を行うよう、平時から従業員や生徒・保護者に推奨・指示を行うことが重要である。



—大規模地震発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン— 平成27年3月 内閣府(防災担当)

地震が起きたら

★身の安全の確保！！

- (1) 大きな揺れを感じたら、まず身の安全を図り、揺れが治まるまで様子を見ます。
- (2) 火気設備器具等の直近にいる者は、使用を停止します。使用停止は次のいずれかの場合とします。
 - ア 小さな揺れを感じた時
 - イ 大きな揺れが治まった時
- (3) あわてて屋外等に飛び出しません。
- (4) 避難経路の出入口を開け避難路を確保します。

★二次災害の防止



各棟の隊長は担当する棟内の建物被害状況（主要構造部（柱、梁、壁等）に大きな損傷等）を確認し、対策本部に報告します。なお、火災を覚知した場合は、報告すると同時に初期消火をできる範囲で行い、延焼防止につとめてください。

初期消火は、棟内ある消火器をかき集め、避難路を確保したうえで行います。発見時に炎が天井に達している場合や室内が延焼拡大中の場合は初期消火はせず避難します。



①安全ピンを抜き



②ホースを火元に向け



③レバーを強く握り、火点に向かって消火薬剤を放射します。

★むやみに移動を開始しない！！

大規模地震が(M7クラス以上)発生を受け、教職員、学生が一斉に帰宅をした場合、緊急車両の通行の妨げになるなど、応急活動に支障をきたすことが懸念されるため、むやみに移動を開始することはせず、キャンパスに留まり、安全な場所で待機をしてください。

帰宅開始の判断は、行政や関係機関からの情報により、安全に帰宅できることが確認できた後、対策本部の指示に従い帰宅してください。



・一斉帰宅抑制の基本原則

大規模地震発生時には、救命・救助活動、消火活動、緊急輸送活動等の応急活動を迅速・円滑に行う必要がある。

公共交通機関が運行を停止している中で、大量の帰宅困難者が徒歩等により一斉帰宅を開始した場合には、緊急車両の通行の妨げになる可能性があり、応急活動に支障をきたすことが懸念される。

このような帰宅困難者の一斉帰宅に伴う混乱を回避することと併せ、帰宅困難者自身の安全を確保することも重要である。例えば、企業等においては従業員等の安全の確保を図るため、従業員等を施設内に待機させることが重要となる。

このため、大規模地震発生時には、「むやみに移動を開始しない」という一斉帰宅抑制の基本原則を徹底することが不可欠である。具体的には、企業等における従業員等の施設内待機やそのための備蓄の推進、一時滞在施設の確保、家族等との安否確認手段の確保等の取組を進めていく必要がある。

—大規模地震発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン— 平成27年3月 内閣府(防災担当)

自衛消防隊長(統括管理者)

管理権限者は自衛消防隊長(統括管理者)に指揮権に付与する必要がある。
付与した以上、たとえ自衛消防隊長(統括管理者)より上位の職位である者(役員等)であっても指揮そのものに介入しない。

自衛消防隊長(統括管理者)は自衛消防隊の行動に全責任を負うこととなる！

応急活動の基本的な流れ



・被害状況確認後の活動方針の決定

- ①建物主要構造部(柱、梁、壁等)に重大な被害が発生している場合全館避難とする。
- ②火災が発生し、延焼している場合は火災階の上階を優先的に避難誘導する。
- ③被害が甚大で広範に及びなど全て統括することが困難な場合には、統括する内容を限定して活動する。
- ④被害状況及び前③のその後の状況変化により、自衛消防活動が統括できる状況に至った時は、速やかに全体を統括することを宣言する。

自衛消防隊長(統括管理者)

情報提供

自衛消防隊長は、以下のような情報を収集し、公設消防隊が到着するまでにできる限り状況の把握をしていく必要があります。また、到着した公設消防隊に消防活動上必要な情報として提供します。

火災及び避難等の実態把握

関係図面等の準備提出

設備等の作動状況の把握

公設消防隊への情報提供内容

①延焼防止に関すること

- ◎出火場所
- ◎燃焼物体及び範囲(炎、煙の拡散状況)
- ◎危険物等、消火活動上支障のあるものの有無
- 出火原因

②避難に関すること

- ◎逃げ遅れの有無
- ◎避難誘導状況
- 負傷者等の状況

③自衛消防活動に関すること

- 初期消火活動
- 防火区画形成状況
- 固定消火設備の使用、作動状況(屋内消火栓設備等)

④排煙設備の作動状況等

- 排煙設備の作動状況
- エレベーターの運転停止状況

(注)◎印は、優先して行う事項、○印は状況に応じて行う事項を示します。

公設消防隊に初期の情報を提供した後も、情報提供者は、常に消防隊の質問等に応じられるよう、指定された者は、公設消防隊の指揮本部に常駐するように努めます。



自衛消防隊長(統括管理者)

情報提供

教職員、学生等の適切かつ冷静な行動を促すため、各情報を提供できる体制を整備する。

災害時は、情報提供担当者を指定し、自ら収集・提供すべき情報と情報源の紹介が適切な情報との区別、各々の情報の入手先及び入手方法の確認を行うと同時に情報提供を行うための設備(インターネット、掲示物等)の整備をする。

帰宅困難者等に提供すべき情報の種類

—大規模地震発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン— 平成27年3月 内閣府(防災担当)

情報の種類		情報による行動	① むやみに移動を開始しないように促すための必要な情報	② 帰宅困難者等の安全確保・危機回避のための情報	③ 帰宅困難者等の安全な帰宅のための情報
周知	・むやみに行動しないこと ・身の回りの危険からの安全確保と被害情報に応じた避難の必要性等の注意喚起 ・安否確認手段やその利用方法についての情報		○ ○	○	
地震情報	・震度情報・余震に関する情報		○	○	○
安否情報	・家族や知人の安否情報		○		
被害情報	・自分が住む地域の被害(市区町村単位の被害) ・自分が居る地域の被害(市区町村単位の被害) ・自分の居場所周辺の被害(より身近な被害) ・道路・通信・ライフラインの被害・復旧見込 ・公共交通機関の運行情報・復旧見込		○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○
指示	・会社・学校・施設における対応方針、指示 ・避難指示		○	○	○
帰宅情報	・一時滞在施設の開設、運営情報 ・帰宅途上の道路の通行止め、沿道の被害、混雑状況 ・災害時帰宅支援ステーション等の開設・運営情報 ・駅周辺の混雑状況 ・帰宅困難者の搬送体制			○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○

消火班

現場確認

現状報告

初期消火

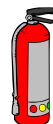
延焼防止

消火班は、地震発生後、各棟へ急行し、建物主要構造部(柱、梁、壁等)に重大な被害が発生していないか確認するほか、火災、けが人の有無等の状況を対策本部へ報告します。

装備品



トランシーバ



消火器



ヘルメット

現場確認

現状報告

現場に到着した消火班は、現場の状況を確認し、直ちに対策本部に報告します。

現場の状況	確認内容	留意事項
主要構造部の被害を確認した場合	・何処でどの部分(柱、梁、壁等)がどのような損傷を受けているか ・倒壊の危険性がある否か	・確認結果は直ちに対策本部に報告すること
火災を確認した場合	・何処で、何が、どの位燃えているか ・煙等の拡散状況 ・危険物があるか	
けが人を発見した場合	・何処で、どのような状態でけがをしているのか ・何名いるのか ・けがはどの程度なのか(歩行困難等)	

※使用不能な消防用設備等は対策本部に報告

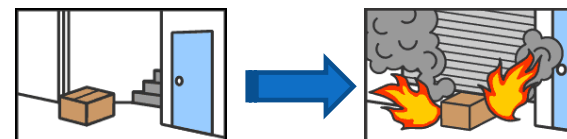
延焼防止

・防火区画の形成

火災室のドアを閉鎖、周囲の防火戸、防火シャッターの閉鎖及び閉鎖障害物の除去

・可燃物の除去

延焼媒体となる可燃物を除去



初期消火

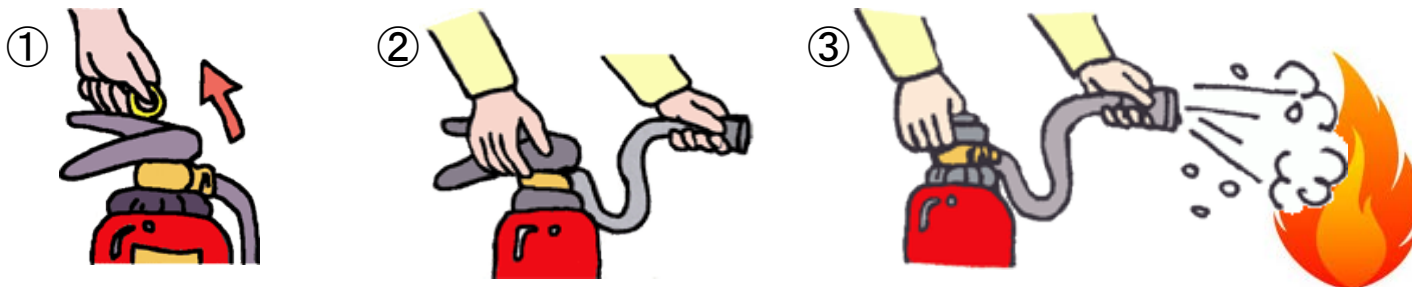
・活動原則

①消火設備を積極的に活用 ②延焼防止処置 ③安全に配慮した活動 ④水損防止に配慮

・消火器による初期消火活動

火災の発生を覚知した消火班は、出火箇所に消火器を集結し、避難路を確保したうえで初期消火活動を行います。発見時に炎が天井に達している場合や室内が延焼拡大中の場合は初期消火はせず避難します。

消火器の操作は、まず、①安全ピンを抜き、②ホースを火元に向け、③レバーを強く握り、火点に向かって消火薬剤を放射します。手前から火元へ向けて、ほうきで掃くように操作します。



炎が天井に達するまでの間が消火器での初期消火の目安となる。

初期消火

・屋内消火栓設備による消火活動

消火器での消火が無理であると判断した場合には、速やかに屋内消火栓設備での消火に移行します。その場合には、きちんと避難路を確保したうえで操作者の危険のない範囲で天井に火が達しても初期消火を行います。

・屋内消火栓設備操作方法

操作は、まず、①起動ボタンを押し、ポンプを起動します。②扉を解放し、筒先(ノズル)とホースを抱え取り出し、火元へ向かい延長します。③放水準備をできたら「放水はじめ!」の合図をし、燃えている物に放水します。最低でも2人の操作員が必要です。



※消火栓箱には起動ボタンはありますが、停止するボタンはありません。消火作業が終わり、ポンプを停止する場合には、開閉弁を閉め、起動ボタンを戻し、事務室に停止の依頼します。



救護班は、地震により、生命又は身体に危険が生じている被災者（要救助者）を安全な場所に救い出す。

装備品



トランシーバ



救護備品



担架



救助資器材



ヘルメット

救助

・救助活動の安全管理

救助活動は、安全管理を第一とし、常に二次災害の防止に配慮して、**救助要員の技能を上回った活動は厳に行わない。**

- ①最も安全な救助方法を用いる。
- ②単独行動はせず、必ず複数で行動する。
- ③常に危険を予測し退路を確保して行動する。
- ④困難な時は、迅速に応援を求める。
- ⑤要救助者に負傷・苦痛の増大させないように配慮する。
- ⑥対策本部との報告・連絡を密にする。
- ⑦公設消防隊到着後は、専門の救助隊に引き継ぐ。

・救助情報の把握

救助事案が発生した時には、必要となる情報を簡便に収集する。

救助情報	情報の把握
①場所	何処に
②要救助者の数	何名くらいが
③現場や要救助者の状況	どんな状況で
④現場の危険性	どんな危険が

救助

・自力脱出できない場合

要救助者が挟まれ等により自力脱出できない場合は救助資器材(バール等)を活用し、救助を行う。

拡張

安全管理のため当て木を使用する。

切断

救助者自らの安全管理を図る。

破壊

要救助者保護の措置を講じる。



搬送

(1) 担架搬送法

担架搬送は、傷病者の応急手当を行った後、保温をして、原則として足側を前にして搬送する。搬送中は、動揺や振動を少なくする必要がある。

(2) 徒手搬送法

担架等が使用できない場所で事故現場から他の安全な場所へ緊急に移動させるために用いられる。

徒手搬送は、いかに慎重に行っても傷病者に与える影響が大きいことを認識して、必要最小限度にとどめるべきである。



搬送時の注意事項

- ・搬送する前に、必要な応急手当を完全に行う。
- ・負傷者がいばんな搬送体位を確保する。
- ・担架を持ち上げ前進するときは、前の者は右足(左足)より、後ろの者は左足(右足)より発信し、歩幅は普通より狭く、担架の動揺を防ぐようにする。
- ・原則として負傷者の下半身を前方にし、斜面や階段などを登るときは、頭が前方に向くようにする。

1名で搬送する方法

ポイント

- ・傷病者の状態、けがの部位や病気の種類により、最も適切な方法で運ぶ。
- ・やむを得ない場合にとどめ、努めて複数の者による搬送を心がける。



2名で搬送する方法

ポイント

- ・傷病者の首が前に倒れるおそれがあるので、気道の確保に注意する。
- ・2名がお互いに歩調を合わせ、搬送に際して傷病者に動揺を与えないようにする。



救護所設置

大きな揺れがおさまった後、受傷者が多数発生している場合は自衛消防隊長の指示により、救護所を設置します。

- ①安全かつ避難等の障害とならない場所に救護所を設置します。
※空地にテントなどの消防計画に定めた場所、原則として風上側とします。
- ②応急救護資器材を救護所に搬送します。
- ③救護所の設置を全棟に伝達します。

トリアージ

基本的にトリアージは医療従事者が行いますが、現場に医療従事者がいない場合は、救護班が下記のトリアージに準じた活動を行います。

地震災害やテロ災害など、多数の傷病者が一度に発生する災害において、限られた医療スタッフや医薬品等を最大限に活用して、傷病者の傷病の程度に応じて治療の優先順位を決定し、傷病者搬送、病院選定、治療を行い、一人でも多くの傷病者の命を救うことをいう。(最大多数に最善を尽くす)

トリアージの種別

0 黒:Black

重篤で救命の可能性は著しく低い: 医療資源があれば加療の対象になる。

死亡(無呼吸)群

I 赤:Red

治療により救命の可能性のある重症者

最優先治療群:重症

II 黄:Yellow

治療が多少遅れても死亡率に影響を与えない傷病者

待機的治療群:中等群

III 緑:Green

十分治療が待てる傷病者

保留群:軽傷

災害では蘇生行為が最初ではない

避難誘導班は、地震による主要構造部の重大な損壊、延焼火災を受け、避難経路を選定し、パニック状態が起こらないよう速やかに安全な場所へ誘導する。

装備品



トランシーバ



拡声器



ヘルメット

避難誘導

・避難開始時期

主要構造部に重大な損壊が発生している場合、延焼火災が発生がしている場合は、速やかに避難を開始する。避難経路の選定は、建物全体で統制されるよう努める

・避難経路の選択

避難の際は損壊箇所、出火箇所を避け、被害を被る恐れがない経路を選択します。出火箇所付近の階段は使えない可能性がありますので、2つ以上の経路を想定することが重要です。

避難経路はできるだけ安全に「地上」まで避難できる施設を選択します。エレベーターは地震直後は停止していますので使用できません。

・避難誘導方法

対策本部からの情報と現場の実態を確認し、避難経路の選定を行ったあと、非常放送設備（通報連絡班）、拡声器を利用し、避難誘導を行います。

自力で避難できる人には、拡声器等を使い大きな声で、どこからどこへ避難するか、また、火災が発生している場合はハンカチ等を鼻と口にあて、煙を吸い込まないよう姿勢を低くして避難するよう指示します。

通報連絡班は、地震により火災、けが人が発生した場合、消防機関への通報するとともに、パニック防止のため、地震情報や避難誘導などの館内放送を行います。

通報

火災、重症者ありの連絡があった場合やエレベーターの閉じ込めが確認された場合には、消防機関、エレベーター管理会社へ通報します。通報内容及び通報時の留意事項は以下の通りです。ただし、停電、通信障害により通報先への連絡が取れない場合は、必要に応じて伝令を送ります。

通報先	通報内容	留意事項
消防機関	①通報の種別「火災か救急か」 ②所在地、建物名称、用途 ③目標物 ④火災（けが人）の状況 ⑤危険物、高圧ガスの有無	①内線電話を利用する場合は、外線発信を確認してから通報すること。 ②通報はあわてず確実に実施すること。
エレベーター管理会社	①所在地、建物名称 ②閉じ込め者の人数 ③建物の状況	

・非常放送の内容・ポイント

建物の中にいる人に地震が発生したことなどを非常放送設備にて知らせます。

不安をあおらないようできるだけ落ち着いた口調で放送を行います。

・地震発生時の放送文例

放送区域：全棟

- ・「ただ今、かなり強い地震を感じました。」
- ・「学生・職員は落ちついて身の安全を図って下さい。」
- ・「また、余震が発生する恐れもありますので、十分に注意してください。」

・火災、倒壊の危険性がある場合の放送文例

放送区域：全棟又は該当する棟

- ・「お知らせいたします。
○棟○階○○室付近で火災が発生しました。（火災の場合）
○棟において建物の損傷が発見されました。（倒壊の恐れがある場合）
係員の指示に従って避難してください。エレベーターは使わないでください。」

※必ず放送の最初と最後に「送り手」を付加してください。

設備監視班は、地震発生後、携帯ラジオを用いて地震情報を把握するとともに、自衛消防活動のすべてを記録します。

装備品



ラジオ



付箋

情報収集

・情報の収集・分析

気象庁から発表される地震情報や自衛消防活動の各隊から入手した情報は、災害種別情報(地震、津波、火災、救助等)、被害情報(人的、建物等)、活動情報(自衛消防隊の活動状況等)に区分し、情報を分析します。

災害情報の収集と分析のポイント

①災害情報の収集はコマ切れにし情報の収集が重要となる。

災害時又は危機管理の情報収集は「六何の原則(5W/1H)を満たす情報だけでなく、コマ切れ情報の収集が重要であることを理解する。

②情報は複数のルートから入るようにする。

災害発生直後には、情報の空白域が生じる恐れがある。平時からの情報のネットワークを構築し、複数のルートから情報収集できるようにする。

③ミクロ情報(点の情報)を収集して、全体の被害を予測する。

災害情報にはミクロ情報とマクロ情報が存在する。ミクロ情報を俯瞰し、情報分析する。

④安全情報等も重要情報の一つである。

災害活動を行う上で、安全情報(異常がない情報)も重要な情報であり、また情報が無いことも重要な判断材料となる。

・情報トリアージ

入手した情報を緊急度、重要度の観点から分類し、更に不確実情報を見極め、情報優先順位を決定する。入手した情報は時間、優先度とともに付箋に記録し、情報の分類ごと、時系列にホワイトボード等に貼り付け、整理をしておきます。また、その情報に対する措置や対応情報も入手次第記録し、隣に貼り付けておきます。

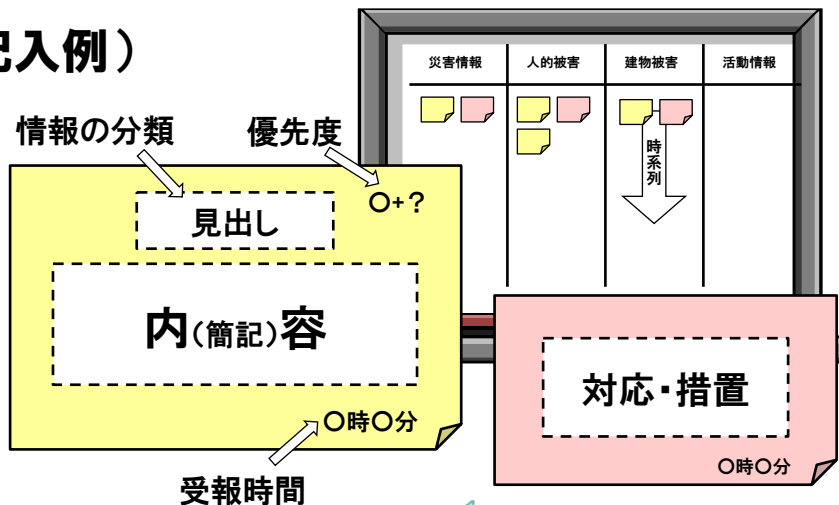
情報の分類

(緊急性が高い情報)	○ 緊急性があり重要な情報	目標を達成するために重要な情報
	△ 緊急性はないが必要な情報	目標を達成するために必要な情報
(緊急性が低い情報)	×	目標を達成するために不必要な情報

情報の信憑性、信頼性の確認

情報源の身元の判明
 複数の情報源からの同一の情報の報告
 重複していないか精査する

記入例)





1. トランシーバの特性

トランシーバは、不特定多数の相手と交互に通信するシステムです。
従って、通信相手を特定する携帯電話とは、使い方がだいぶ違ってきます。

①会話は交互に行う

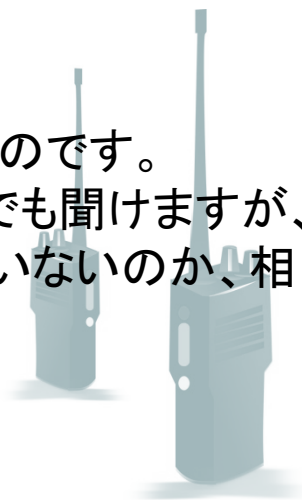
トランシーバでの通信は、**送信ボタン**を押している間だけ話す側になり、それ以外は聞く側になります。

携帯電話のように話しながら、相手の話を聞くことはできません。

②会話の相手は不特定多数

トランシーバは、相手を特定しない、放送局のようなものです。

トランシーバを持っていれば、送信している内容は誰でも聞けますが、送信している方は、話の内容を相手が聞いているのかいないのか、相手からの応答がないとわかりません。





2. 通信するとき

(1) 話すときは、**送信ボタン**を押しながら話します。

※**送信ボタン**を**放す**と受信状態になります

(2) 話すときは、必ず以下のことを言います。

・自分の名 ・通話したい相手の名

自分の名と相手の名を言って、相手から応答があってから用件を話します。
最初に自分の名を言うのは、不特定多数に対して、注意を引くためです。
いきなりよびかけられると、相手が聞き落とす可能性があるので、最初に自分の方を向いてもらうわけです。

送信ボタン

押す：送信

放す：受信



以下に、簡単な連絡の例を示します。

	対策本部	初期消火班
1	こちら本部、こちら本部。初期消火班、応答願います。	(受 信)
2	(受 信)	こちら初期消火班、本部どうぞ
これで、本部と初期消火班のつながりができたことになります。		
3	初期消火班、現在の状況を報告してください。どうぞ	(受 信)
4	(受 信)	こちら初期消火班、消火器により鎮火しました。どうぞ
5	本部了解。以上	(受信)→通信終了

また、上記のやりとりでは、以下の特徴があります。

・自分が話し終わって、相手からの応答を求めるときには「どうぞ」 ・一連の連絡の終わりには「以上」

3. 要点

トランシーバを使った会話では、下記の(1)～(4)を押さえておいてください。

(1)名乗りをあげる (2)相手と呼ぶ

(3)返事が欲しいときには「どうぞ」 (4)一連の会話を終わるときには、「以上」



避難の判断・方法

判断：館内放送で避難指示が出された場合。
建物が倒壊する危険性や火災が発生した場合

方法：倒壊や火災、延焼の危険性がない場合、大きな揺れがおさまるまで待機し、確かな情報を確認した上で対策本部からの避難指示に従い、避難してください。

周囲に倒壊、火災の危険性が確認できる場合には、すぐに避難しなければなりませんが、周囲からの落下物や重量物の転倒の危険がありますので、大きな揺れがおさまった後、周囲の安全性を良く確かめながら避難してください。

避難場所



倒壊危険箇所、出火場所を把握し、指定の避難場所である緑風会館前（①）まで、避難してください。

避難後は、自衛消防隊の指示に従い、安否確認等に協力してください。

緊急連絡先

第一発見者

第一発見者の役割

- ①「第一通報先」の該当の者が不在の場合は、その他の者に連絡してください。
- ②「個別通報先」に関わる事例については、必要に応じて連絡してください。
- ③この連絡先と併せて、必要に応じて、警察署及び消防署に連絡してください。
松戸警察署:047-369-0110 松戸市中央消防署:047-368-0119



①

必須

第一通報先

必要に応じて、又は休日・時間外の場合

施設に関すること
会計係長
内線:8739
090-3471-9195

全般
総務係長
内線:8703
090-3472-9439

学生に関すること
学務係長
内線:8712
090-3472-8655

必要に応じて

個別通報先

RIに関すること
RI取扱責任者
渡辺正巳(080-3121-6170)

遺伝子組換え実験に関すること
遺伝子組換え実験安全主任者
中村郁郎(090-4938-4489)

薬品・危険物に関すること
危険物取扱者
西田芳弘(090-4468-2553)

動物実験に関すること
動物実験・実験責任者
(- -)※

《休日・時間外等で事務が不在の場合》

警察署 : 110

消防署 : 119

※慌てず、ゆっくり、正確に

※動物実験・実験責任者は、当該研究室で
該当する先生について記載してください。

緊急連絡網



《休日・時間外等で事務が不在の場合》

警察署 : 110

消防署 : 119

※慌てず、ゆっくり、正確に

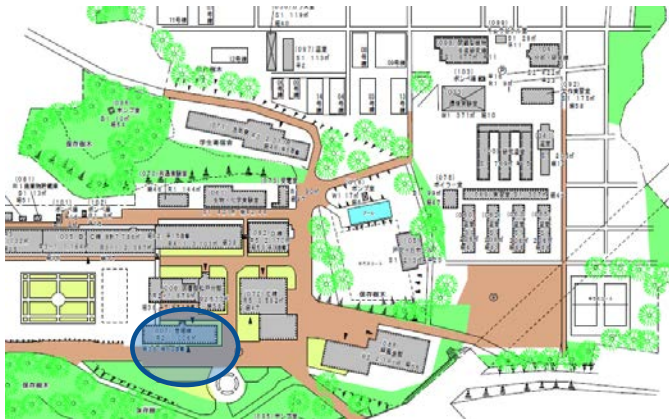
各役割等	
第一発見者	①「第一通報先」の該当の者が不在の場合は、「第一通報先」のその他の方に連絡してください。 ②この連絡網で連絡すること併せて、必要に応じて、警察署及び消防署に連絡してください。 松戸警察署 047-369-0110 松戸市中央消防署 047-368-0119
第一通報先	「第二通報先」の各人及び必要に応じて「第三通報先」に連絡してください。
第三通報先	「第一通報先」から連絡があった場合、必要に応じて「第三通報先」の関係部署に連絡してください。
RIに関する事故が発生した場合	RI取扱責任者が研究科長及び事務長に事後報告してください。
危険物に関する事故が発生した場合	危険物取扱者が研究科長及び事務長に事後報告してください。

災害時優先電話

園芸学部では、災害発生時に優先的に取り扱う「災害時優先電話」が設置されております。

TEL 047-363-1277
内線(8722)

《設置場所：管理棟2階第一会議室》



松戸市及び松戸市内地域との連携

MCA無線 （無線番号：578）

園芸学部では、災害時に松戸市（100）及び松戸市内各所と直接交信できる無線機（MCA無線）が設置されています。

大規模な災害が発生した場合、松戸市は松戸市地域防災計画に基づき、松戸市災害対策本部を設置します。その中には、災害医療対策本部もあり、災害医療コーディネーターが、市内全般の救護活動の調整を行います。

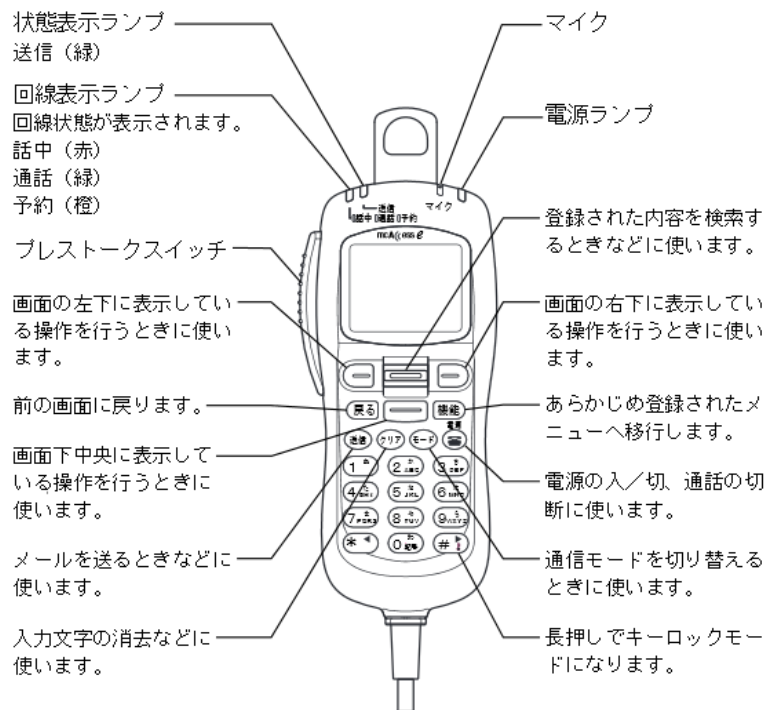
電話が不通で消防に緊急通報ができない場合などは、MCA無線を利用してください。

MCA無線配備状況

- | | |
|----------------------|------------------|
| ・陸上自衛隊需品学校(402) | ・聖徳大学(579) |
| ・東葛飾地域振興事務所(425) | ・流通経済大学(580) |
| ・松戸商工会議所(426) | ・日本大学歯学部(577) |
| ・JR松戸駅(407) | ・松戸警察署(400) |
| ・新京成松戸駅(409) | ・松戸東警察署(401) |
| ・京成バス(株)松戸営業所(416) | ・消防局(106) |
| ・松戸新京成バス松戸営業所(417) | ・松戸市(危機管理課)(100) |
| ・東武セントラルバス八潮営業所(427) | ・流鉄 流山駅(410) |
| ・伊勢丹松戸店(428) | |
| ・アトレ松戸店(429) | |
| ・プラーレ松戸店(430) | |

※()内は無線番号

MCA無線の使い方



《設置場所：管理棟1階事務室内》



- (1) 「モード」を押し、相手先の切替
- (2) 「全グループ(松戸市)」「グル」「個別」から選択
- (3) 「個別」を選択した場合、3桁の無線番号を入力
- (4) 話すときは、プレストークスイッチを1回押す。しばらくして「ピッ」となり会話が可能。
※プレストークスイッチを押しながら会話
※プレストークスイッチを放すと受信状態
- (5) 何も押さないでしばらく放置すると自然に通信がきれます

話すときの注意事項はトランシーバーと同様

停電時にはシガレットアダプターを使用しても通信可能

※災害時には、管理棟2階第一会議室に災害対策本部が設置されるため、無線機の設置場所も災害対策本部におかれることになります。